

(審査体制)

1. 論文審査委員は3人により構成し、うち1人は原則として指導教員とする。
2. 教育部長が必要と認めるときは、審査委員として、他の大学の大学院又は研究所等の教員等を前号に規定する審査委員とすることができる。
3. 教育部長が必要と認めるときは、審査委員として、指導教員の研究指導に協力した教授1人を加えることができる。

(審査方法)

1. 指導教員の許可を得て、修士論文発表会（以下「発表会」という。）の申込みを行う。
2. 修士の学位論文の審査を申請する。
3. 学位論文受理後、論文審査に先立ち、発表会において発表を行う。
4. 発表会后、論文審査委員による学位論文審査及び試験を行う。

(評価項目)

1. 法令・研究倫理の遵守
 - ・研究の内容は、研究倫理や関連する法令を遵守していること
 - ・必要に応じ、関連する委員会の承認を得ていること
2. 論文の体裁
 - ・題目が内容を適切に説明していること
 - ・明解で論理的な構成がとられていること
 - ・関連の先行研究を適切に引用していること
3. 研究目的
 - ・研究の背景と目的が記述されていること
4. 研究方法
 - ・目的に沿った方法であること
 - ・研究結果を再現できるだけの具体的な情報を含んでいること
5. 研究成果
 - ・新規性・独創性があること
 - ・結果が明確に記述されていること
 - ・得られた結果に基づいて、整合性・説得性のある結論が導かれていること

(評価基準)

上記の評価項目すべてについて修士学位論文として水準に達しており、かつ、学位論文審査及び試験の合格をもって修士の学位論文として合格とする。